

会 議 録

| | | | |
|------------------|---|------|----------|
| 会議の名称 | 平成23年度 第3回 公民館運営審議会議事録 | | |
| 開催日時 | 平成23年11月27日（日）午後2時～3時52分 | | |
| 開催場所 | 笠間市友部公民館 2階 討議室 | 事務局 | 笠間市笠間公民館 |
| 会議の公開 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> | 傍聴者数 | 0人 |
| 出席者 | 委員：湊委員長、調副委員長、海藤委員、柴沼委員、飯塚委員、小西委員、 深澤委員、常井委員、坂野委員、町田委員 事務局：川辺館長、青柳館長、西山館長、豊田副館長、松岡主査 | | |
| 議題 | 【報告案件】（1）県内各市の地区公民館の現状報告について （2）委員討議 （3）その他 | | |
| 議 事 （審議経過及び発言内容） | | | |
| 1 開 会 | 事務局 第3回公民館運営審議会を始めさせていただきます。会議の成立に関しまして、ご報告いたします。 笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第2項の規定によりまして、会議は在職委員の過半数以上の委員が出席しなければこれを開くことができないとあり、在籍委員12名のうち、本日10名が出席されておりますので、この会議が成立することをご報告します。 なお審議会の公開につきましては、前回ご説明してありますように、市政の透明性の一層の向上を図り、開かれた市政を推進するため、審議会等は「審議会の会議の公開に関する指針」により、会議を原則として公開することとしています。 非公開となる場合は、個人情報等の非公開情報について審議等を行う会議、又は、公開することにより、公正かつ円滑な審議ができないと認められる会議等でございます。会議開催の事前公表については、会議の開催日時、場所、内容について、11月10日付けの広報笠間お知らせ版に掲載してございます。また傍聴については、定員10名で、11月26日午後4時まで申し込み受付をしておりましたが、申込者はございませんでした。 | | |
| 2 あいさつ | 今日第3回目の審議会の開催になります。前回はある程度の情報を事務局から伺いましたが、今回も他の地域の情報などを伺って会議を進めていきますので、皆様から忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。 | | |
| 事務局 | 議事進行につきましては、笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第2項の規定によりまして、委員長は会議の議長となります。 | | |
| 3 議 題 | 委員長 （1）県内各市の地区公民館の現状報告について、事務局より説明を求めます。 事務局 それでは資料の1ページをお開きください。 県内各市の地区公民館設置状況等でございます。 | | |

県内には、笠間市を含めて32市ございます。今回は、町村は調べておりませんが、笠間市を除いた31市についてご報告します。

=以下、資料に基づいて説明

1. 地区公民館設置市〔21市〕
2. 地区公民館設置無（本館のみ）〔6市〕
3. 中央公民館、地区公民館無〔4市〕
4. 公民館並びに地区公民館を用途変更〔6市〕
5. 中央公民館、地区公民館の使用料及び使用条件
6. 市民活動センター・市民交流センター等の使用条件等

水戸市市民センター条例

日立市交流センターの設置及び管理に関する条例

龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

つくば市地域交流センター条例

那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例

その他、水戸市市民センター公民館講座一覧、十王交流センター施設利用等を説明。＝

前回の資料で、2ページ「地区公民館と地域集会所の差異」で貸出制限について訂正があります。

「認可地縁団体が設置する地域集会所は、特定の政党に貸出はできない」とご説明しましたが、地方自治法第260条の2第9項は、「認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない」との規定を拡大解釈しまして、この文言を記載してしまいました。したがって、貸し出しをすることができますので、地区公民館と地域集会所の差異欄の「認可地縁団体は、特定の政党に貸出はできない」との文言の削除をお願いいたします。

以上でございます。

委員長 県内各市の地区公民館の現状報告について説明が終わりました。(2)委員討議に入りますので、皆さんからご意見などをお願いします。

委員 公民館の名称が変わった市と、公民館との関わりはどうなるのか、社会教育法の適用を受けないのかを質問します。

事務局 資料1ページの6市ですが、一部の市では中央公民館及び地区公民館を存続させていますが、他の市では公民館の設置・管理条例を廃止し、交流センター、コミュニティセンター等を地方自治法の規定により設置しています。

社会教育法の適用は受けなくなりますが、これまでの公民館事業を残しながら、福祉等まで事業範囲を広げて運営をしています。6市全部ではありませんが、教育委員会部局から市長部局に所管替えもしております。

委員長 今後、正式な公民館設置の要望はするのか、あるいは、現在各地にある地域集会所を含めて用途変更ができるかどうかですが、6市のような交流センターを、今後要望していくこともテーマになってくると思われます。

委員 名称変更することで、補助金とか何か変わってくるのですか。

事務局 1市の交流センターで補助金を出しています。事業内容については生涯学習事業をしております。

市長部局に変えた理由などを、次回の会議で報告できるよう調査します。

委員 何か利点などなければ、名称を変えないのではないかと思います。

| | |
|-----|---|
| 委員 | どうして公民館が必要であったかの出だしを考える必要があると思います。交流センターに変わってきたりするので、公民館組織などの役割をもう一度考えたほうがいいのではないのでしょうか。 |
| 委員 | 国から定められた公民館を市町村で作る場合、基準等がありますか。 |
| 委員長 | そういう基準はありません。市町村で置くことができるとなっているだけです。 |
| 事務局 | 委員長のご説明のように、社会教育法 21 条では、「公民館は市町村が設置することができる」と規定しているだけで、必ず設置する義務はありません。 |
| 委員長 | ほかにご意見ご質問等ありますか。 |
| 委員 | 公民館・生涯学習センターは、自己啓発であり、活動センターや交流センターなどは福祉が関係しています。地区集会所は老人会などが関係しています。 的外れかもしれませんが、定年された人でも図書館で本を読んだり、市民が必要な施設としては、交流センターなど色んな施設があったほうが良いのではないのでしょうか。また、今後横の連絡ではありません。社会教育法だけとか、福祉関係だけとかでは無いような気がします。 |
| 委員長 | 6 ページ・7 ページにおいて福祉関係などの目的などが入っており、今後名称変更など必要な場合の事例としてとらえたらどうでしょうか。 |
| 委員 | 大きい市では、教育委員会部局から市長部局になっており、公民館がいないイメージがあります。社協を推進する場所とか地域センターとかになっています。 そういう意味では、今後公民館が、市民センターとか交流センターとかになっていくように感じます。 |
| 委員長 | いらぬとかではなく、どういう方向づけがいいのかということを検討していただきたいと思います。 |
| 委員 | 一つの例として、地区公民館を無くして、駅前公民館のような自由な空間などで、飲酒しても受け入れられる施設などを考えてはどうかと思います。 |
| 委員長 | 使い易さとかは問われるが、無くすというものではないと思います。 |
| 委員 | 公民館とか市民センターという施設では、癒しの空間を置くのが難しいと思いますか。使い易さや、ふらっと立ち寄れる場所としては、ふれあいセンターみたいなものでもあればと思います。また、ふれあいセンターの中に、公民館を置いたりしてもいいかと思います。 |
| 委員長 | 公民館とは、別な施設にするかどうかはともかく、自由な空間やサロンがあればいいということだと思います。今後そのような空間が必要かどうかは、審議会でも検討していくということによろしいですか。 |
| 委員 | 公民館での活動としては、子供の姿が見えません。講座についても、リピーターではないが、利用者は同じ人が多いようです。内容を変えたりする必要があるのではないのでしょうか。また、小さい公民館を作るより、一つの公民館にいろいろな機能を持たせて、いろいろなものが出来るようにした方が良くないのでしょうか。 |
| 委員長 | 公民館を分割していくより、集約して機能を一つに纏めるということですか。 |
| 委員 | 新しい施設を作るより、機能を集中させてはどうかと思います。 |
| 委員 | 幅広い使用を考えるのであれば、公民館を集約しては不便が生じます。お年寄りのことを考えたとき、近くにあったほうが良いのではと思います。 また、子供たちの活動については、今後、児童館が出来るので、分けて考えた方がよいのではないのでしょうか。 |
| 委員長 | 他にご意見はございますか。 |
| 委員 | 今後、高齢化していくので、笠間地区のように地区公民館が近くに出来れば、 |

地域活動の推進に繋がると思います。ただ予算のこともあるので難しいとは思いますが。

委員長 笠間地域と同じように作るということも一つの意見だと思います。他にご意見ございますか。

委員 隣近所との関係などが失われてきており、なかなか地域の活動が出来にくくなってきているので、繋がりをどうするかも考えるべきではないでしょうか。

委員長 地域の繋がりのため、あるいは交流ができる施設として、公民館が必要ということですか。

委員 地域ごとに施設を作れば、一つの笠間市としての市民の心の交流、繋がりが出来にくいのではないのでしょうか。大きい公民館（施設）が1箇所あったほうがいいのではないかと思います。人を集めるためにバスを使うことで、市民が集まり、交流ができるのではないのでしょうか。

委員長 交流できる方法の一つであると思います。公民館の機能をどうするかも考える必要があります。交流については、事業内容で考えてもいいのではないですか。他にご意見ございますか。

委員 地区の公民館は、コミュニティセンターみたいに、自由に借りられるほうがよいと思います。たとえば、申請も簡単になります。

委員長 自由に借りられる施設が、あったほうが良いということですか。

委員 地区の公民館は、自由に借りられる場所です。ただ、申し込みは必要です。ダブらない為に必要です。そして、子ども会、老人会、ボランティアなどに使用しています。多くの方に自由に利用されている。また講座の事業もしているが、毎日しているとか、頻繁にやっているわけではないので申請をして使用してほしいです。

公民館事業とは別に、社協事業が地区公民館を利用して活動しています。

委員長 公民館機能を維持した施設にしたほうが良いということですか。

委員 生涯学習事業は必要であり、講座、移動学習、歴史探求などをお願いしたいと思います。貸館だけにして、それぞれの活動をしている子ども会、老人会などをお願いするというのも今後の課題だと思います。

委員 日立市の十王地区コミュニティ推進会など多くの推進会は、生涯学習としての機能や、スポーツや福祉などの活動がなされています。日立市の各交流センターの中で実施しているのですか。方向づけとして、推進会のような機能がいいのではないのでしょうか。

委員長 推進会と交流センターについて、どのような関係があるのですか。

事務局 自主団体である推進会は23の組織があり、市が管理する各交流センターを借りて、様々な活動をしています。センターは22箇所ですので、どこか一つの交流センターで2つの推進会が活動されていると考えられます。

委員長 他にご意見ございますか

委員 牛久市では、公民館を生涯学習センターに変更していますがどうしてですか。センターで行う事業も、講座事業など公民館で行うものであり、変更する意味があったのでしょうか。

委員長 次回までに、事務局に調べてもらいます。他にご意見はございますか。

委員 今日の説明を聞くと、笠間市より大きい市、人口とか発展してきている市とかで公民館の名称を変えています。地域の交流とかコミュニティ作りをするために変えてきているのかと想像します。現在の笠間市は、地域との繋がりについて

は、大きな市よりは繋がりは薄くないと思います。

平成23年に名称変更した龍ヶ崎市の条例を見ると、地域住民の交流、生涯学習の推進、地域福祉の増進、明るく住みよい地域社会づくりなどをする目的のために、コミュニティセンターという名称に変えたのかなと想像します。公民館は社会教育法に準じていますが、それ以外の幅を広げているのではないのでしょうか。

委員

公民館の印象は、講座があり、そこで市民が選んで学ぶところです。コミュニティセンターというと自発的に提案して自分たちで実施する印象があり、そこで活動することで親しみやすい感じがします。公民館から名称変更することにより、教育委員会から離れることで、幅が広がるのかと思います。

委員長

現在、地区公民館が存在しない友部・岩間地区で、今後必要な施設としては、ソフトの運用なり、あるいは、親しみがあるコミュニティセンター等の施設がいいということですか。

委員

公民館から用途変更した6市のように、設置目的が、幅広くなっているように感じます。

委員長

方向がどうなるかわかりませんが、運用面の充実など、市民に期待されるようにして行ければいいということですか。

委員

子供からお年寄りまで、活動できる施設になることが願いです。

委員長

他にございますか。

委員

福祉活動や三世代のふれあい事業などの充実が、今後必要なのではないのでしょうか。

委員

地区公民館では、ミニデーターサービスを実施しています。

委員

子育て支援センターなども必要ではないのでしょうか。

委員

子供たちが自由に遊べる所が必要に思います。

委員長

他にございますか。

委員

笠間市全体ですか。笠間地区公民館についてですか。

委員長

笠間市全体として考えていただきたいです。他に私の方からお願いではありませんが、先日の講演会で、「人づくりは街づくりです」と、ある講師の先生の話がありました。現在は人の交流が欠けているという言葉に印象が残っております。公民館講座の中で、人材育成のサポーター講座をする必要があるのかもしれませんが。長時間にわたり、討議をしていただきましたので、本日の審議会はここで終了いたします。

4 その他

事務局

次回の審議会の日程は、12月22日、木曜日、午後2時より、岩間公民館第2会議室で行いますので、よろしく申し上げます。

5 閉会